

日本ファンドレイジング協会
認定ファンドレイザー検定試験委員会要項

2013年4月1日制定
2022年6月1日改訂

第1条(目的)

認定ファンドレイザー検定システムの円滑な運営のために「認定ファンドレイザー検定試験委員会」を設置する

第2条(役割)

委員会は以下の役割をになう。

- (1) 試験問題の作成の支援
- (2) 合否の基準作りの支援
- (3) 合格者の採点・判定
- (4) 試験問題や合否に関する問い合わせへの回答
- (5) その他、代表理事から委任された事項

第3条(委員の任命および委員数)

委員は、理事会の決議を経て代表理事が任命する。委員数は、5名以上10名以内とする。

第4条(任期)

委員は、任命されたその日から2年後に訪れる3月31日までとする。但し再任は妨げない。委員は辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第5条(開催)

委員会は、代表理事が必要に応じて招集する。

第6条(報告)

委員会は、委員会で検討された結果を必要に応じ理事会に報告する。

第7条(委員の守秘義務)

委員は、試験問題にかかわる情報や、受験者の情報など、試験の運営上知りえた情報について他言してはならない。守秘義務については委員退任後も同様の義務を負う。

第8条(解任)

委員が職務の遂行に耐えないと認められるとき、職務上の義務違反があったときには、代表理事が解任することができる。

第9条(委員名の公表)

委員名は、公表する。

第10条(要項の変更)

この要項を変更するときは、理事会において理事総数の過半数の議決を経なければならない。